

総行選第32号

平成29年4月7日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号）は平成28年4月13日に、第192回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第93号）は平成28年12月2日に、それぞれ公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下「施行期日政令」という。）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、それぞれ平成29年政令第130号及び第131号をもって、本日公布されました。また、今回の改正に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）についても、平成29年総務省令第33号をもって、本日公布されたところです。

今回の公職選挙法施行令等の改正は、上記2法律の施行に伴い、選挙人名簿登録証明書の交付の対象となる船員の範囲の拡大、不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない指定船舶等に乗船中の船員の不在者投票の手続等について、所要の規定の整備を行うことを目的として行われ、改正令及び改正規則は、上記2法律の施行の日（平成29年4月10日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 選挙人名簿登録証明書の交付に関する事項

市町村の選挙管理委員会に対して選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる船員に関し、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条第1項の規定により船員法（昭和22年法律第100号）第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第49条第7項に規定する実習生を加えるものとされたこと。（新令第18条第1項関係）

また、実習生が選挙人名簿登録証明書の交付の申請に添える法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書については、練習船実習生証明書取扱要領（昭和38年12月6日付け員労第566号）により交付される練習船実習生証明書が該当するものであること。

第2 船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関する事項

- 1 船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関し、法第49条第7項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものを加えるものとされたこと。（新令第59条の6関係）
- 2 1の総務省令で定める船舶は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和26年運輸省令第54号）第3条第1項の規定により同規則第2条第4項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とされたこと。（新規則第17条の2第2項関係）

第3 不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員に関する事項

法第49条第8項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものは、指定船舶等に乗って本邦以外の

区域を航海する次に掲げる船員とされたこと。（新令第59条の6の2関係）

- 1 新令第59条の6の3第1項の規定により投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が2人以下であると見込まれる場合における当該船員
- 2 新令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が2人以下である場合における当該船員

第4 不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例に関する事項

- 1 第3の1の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとするものとされたこと。

(1) 船員は、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海しようとする場合において、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるときは、法第49条第7項に規定する総務省令で指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、所要の事項を記載した文書で、選挙人名簿登録証明書を提示して、投票送信用紙等の交付を請求することができるものとされたこと。（新令第59条の6の3第1項関係）

(2) 船員は、(1)による請求をする場合には、第3の1に該当することを証する書面として総務省令で定めるものを併せて提出しなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の3第2項関係）

(3) 第3の1に該当することを証する書面として総務省令で定めるものは、(1)による請求をする船員が乗船することが見込まれる指定船舶等の当該請求の時における船員法第18条第1項第2号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数に2人以下であると見込まれることを証する書面とされたこと。（新規則第10条の6第4項関係）

(4) 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、(1)による請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるとともに、第3の1に該当すると認めるときは、

当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員との間のファクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下「確認書」という。）に所要の事項を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員に交付しなければならないものとされたこと。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の選挙人名簿登録証明書に所要の事項を記入しなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の3第3項関係）

(5) (4)により投票送信用紙等の交付を受けた船員は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、不在者投票をしようとするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、電話その他の方法により、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長から当該確認書をファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の3第6項及び新規則第10条の7の2第2項関係）

(6) (5)により確認を受けた船員は、当該選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分に所要の事項を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者1人の氏名を、それぞれ記載し、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の3第7項関係）

(7) (6)により送信をした船員は、直ちに、自ら、投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の3第8項関係）

(8) 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、(6)により送信された投票を受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送

- 信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを（５）により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に入れて封をし、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとされたこと。（新令第５９条の６の３第９項関係）
- （９）（６）により送信をした船員は、本邦に帰った場合には、速やかに（７）により封をした投票送信用紙用封筒及び確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならないものとされたこと。（新令第５９条の６の３第１１項関係）
- （１０） 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、（９）により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとされたこと。（新令第５９条の６の３第１１項関係）
- （１１）（６）により送信をしなかった船員は、本邦に帰った場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならないものとされたこと。（新令第５９条の６の３第１２項関係）
- （１２） 投票に関し船員が国外において行う行為は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の便宜及び投票の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならないものとされたこと。（新令第１４２条第３項関係）
- ２ 第３の２の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとするものとされたこと。
- （１） 第５９条の６第４項の規定により投票送信用紙等の交付を受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、同条第１項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれ、かつ、第３の２に該当するものから、当該選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙等の交付の請求を受けたときは、当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、法第４９条第８項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙等として当該船員に交付するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長

から通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならないものとされたこと。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに所要の事項を記入するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用紙等を交付した旨並びに当該船員が法第49条第8項の規定による投票をする旨を通知しなければならないものとされたこと。（新令第59条の6の4第1項関係）

(2) (1)により投票送信用紙等の交付を受けて法第49条第8項の規定による投票をする船員に係る規定の適用については、必要な読替え規定を設けるものとされたこと。（新令第59条の6の4第2項関係）

(3) (2)による投票に関し船員が国外において行う行為は、船長が船員の投票の便宜を考慮して定める時間内に行わなければならないものとされたこと。（新令第142条第1項関係）

第5 施行期日等に関する事項

- 1 改正令及び改正規則については、平成29年4月10日から施行するものとされたこと。（施行期日政令及び改正令附則第1条等関係）
- 2 新令第50条第6項、第51条及び第55条第9項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（改正令附則第2条第1項関係）
- 3 新令第55条第6項及び第8項、第59条の6から第59条の6の4まで、第60条第2項、第63条第3項並びに第142条第1項及び第3項の規定、並びに新規則第10条の6第2項から第4項まで、第10条の7、第10条の7の2、第10条の9、第10条の10及び第17条の2第2項の規定は、改正令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとされたこと。（改正令附則第2条第2項及び改正規則附則第2項関係）
- 4 改正規則の施行の際、改正前の公職選挙法施行規則別記第4号様式の規定により作成した選挙人名簿登録証明書交付申請書、第4号様式の2の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第13号様式の8の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第13号様式の9の規定により調製した投票送信用紙並びに第13号様式の15の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、改正規則別記第4号様式、第4号様式の2、第13号様式の8、第13号様式の9及び第13号様式の15にかかわらず、これらの申請書

等を使用することを妨げないものとされたこと。（改正規則附則第3項関係）

5 その他所要の規定の整備を図るものとされたこと。